

令和7年度 洲本市バス利用促進事業のご案内

洲本市では、淡路島内でのバス移動の増加を図るため、令和7年度については洲本市内を発着地とする路線の内、以下の路線を対象に、バス利用促進事業を実施します。

◆交付対象者

洲本市に住所を有し、かつ当該住所にお住まいで、市税等の滞納が無い方。
(年齢や所得等の条件はありません)

◆助成の対象となる路線

- ・舞子-福良線（ただし、淡路IC～福良の間）
- ・三ノ宮-西浦線（ただし、高田屋嘉兵衛公園～北淡ICの間）
- ・淡路-徳島線（ただし、洲本IC～淡路島南ICの間）
- ・鮎原線

※ 島外で乗車または降車する場合には利用できません。また、乗車区間が島内バス停の利用促進券であっても、定期券との併用や乗り越し等で、島外で乗車または降車する場合には利用できません。

◆事業内容

事業	内容
①通学定期券購入費助成	通学定期券の購入費の2割を助成 ※学生のみ助成の対象です
②利用促進券の交付	バスの1乗車あたりの運賃の約4割を助成する利用促進券の交付

※ ただし、学生、高齢者（65歳以上の方）以外の方は、利用促進券の発行を1区間につき10枚とさせていただきます。

※ 障がい者割引、運転経歴証明書による半額支払い時、洲本市移動手段確保事業の助成券との併用はできません。

▼運行情報や運賃、ダイヤ等の詳細は
こちらからご確認ください



(淡路交通) (本四海峡バス) (洲本市コミバス)

事業に関するお問い合わせ先

洲本市 企画情報部 企画課 交通・航路対策係 0799-24-7614

◆申請に必要な書類

申請に必要な書類は以下のとおりです。

助成内容により申請書の様式が異なりますのでご注意ください。

必要事項を記入し、押印、必要書類を添付のうえ提出してください。

助成の内容	必要書類
①通学定期券 購入費助成 (学生のみ対象)	・洲本市通学定期券購入費助成金交付申請書兼助成金請求書(様式第1号) ・市歳入金情報に関する同意書 ・振込口座の通帳の写し ・購入した通学定期券の写し (スマホ定期券の場合は、画面に表示される定期券の写し) ・在学を証明する書類(学生証、生徒手帳、在学証明書等)の写し ※学生の氏名と在籍している学校名が確認できること
②利用促進券の交付	・洲本市バス利用促進券交付申請書(様式第2号) ・市歳入金情報に関する同意書 ・【学生のみ】在学を証明する書類(学生証、生徒手帳、在学証明書等)の写し ※学生の氏名と在籍している学校名が確認できること

◆申請書提出先

洲本市役所 企画課(本庁舎5階)、地域生活課(五色庁舎1階)、由良支所

◆「buSmo(バスモ)」のご案内

淡路島発着のバス等乗り換えアプリが登場しました。よく使うバス停を「お気に入り」に登録できるなど便利な機能が充実しています。毎日の通勤・通学やお出かけにぜひご利用ください。



▼「buSmo(バスモ)」は
こちらのQRコードから



◆バスが無くなるといざというとき困る。でも存続させるためには

バスを存続させるためには、「利用すること」が一番です。
利用する人が多くなれば、維持できる可能性が高まります。
皆さんの利用がバス存続の大きな力となります。

「乗って守ろう公共交通！」

